誓約書

　　年　　月　　日

（宛先）高浜市長

住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

法人にあっては、所在地、名称及び代表者の氏名

排水設備工事店の申請者は、高浜市公共下水道事業排水設備工事指定工事店規則第３条第４号に該当しない者であることを誓約します。

高浜市公共下水道事業排水設備工事指定工事店規則（抄）

（指定の要件）

第３条　指定工事店の指定を受けることができる者は、次に掲げる要件に適合している工事業者とする。

(１)　専属の責任技術者を有すること。

(２)　排水設備工事の施行に必要な設備及び器材を有すること。

(３)　愛知県内に事業所を有すること。

(４)　次のいずれにも該当しないこと。

ア　工事業者（法人にあっては代表者）が精神の機能の障害により排水設備工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない場合又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない場合

イ　工事業者（法人にあっては代表者）が禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過していない場合

ウ　指定工事店の指定を受けていた工事業者が第１０条第１項の規定により指定を取り消され、当該取消しの日から２年を経過していない場合

エ　工事業者（法人にあっては代表者）が責任技術者の登録を取り消され、当該取消しの日から２年を経過していない場合

オ　工事業者がその業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある場合

２　前項第４号ウの規定により指定を取り消された工事業者が法人であるときは、その代表者は、同号ウに定める期間内においては、個人又は法人の代表者として指定工事店の指定を受けることができない。